

## 1 議事日程（初日）

〔平成30年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成30年2月22日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 諸般の報告  |
| 日程第4  | 所信表明   |
| 日程第5  | 報告第1号 専決処分の報告について（学童保育所指導員の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定）                            |
| 日程第6  | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて   |
| 日程第7  | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて   |
| 日程第8  | 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                                |
| 日程第9  | 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）                               |
| 日程第10 | 議案第3号 財産の取得（史跡地）について   |
| 日程第11 | 議案第4号 市道路線の認定について  |
| 日程第12 | 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について            |
| 日程第13 | 議案第6号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について   |
| 日程第14 | 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について                                     |
| 日程第15 | 議案第8号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第16 | 議案第9号 太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について  |
| 日程第17 | 議案第10号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第18 | 議案第11号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第19 | 議案第12号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第20 | 議案第13号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                       |
| 日程第21 | 議案第14号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第22 | 議案第15号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第16号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について                                   |

- 日程第24 議案第17号 太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第26 議案第19号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第20号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第21号 平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第22号 平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第23号 平成30年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第31 議案第24号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第25号 平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第26号 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第27号 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第28号 平成30年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第36 議案第29号 平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	柳原 莊一郎 議員	2番	宮原 伸一 議員
3番	船越 隆之 議員	4番	徳永 洋介 議員
5番	笠利 毅 議員	6番	堺 剛 議員
7番	入江 寿 議員	8番	木村 彰人 議員
9番	陶山 良尚 議員	10番	小嶋 真由美 議員
11番	上 疆 議員	12番	原田 久美子 議員
13番	神武 綾 議員	14番	長谷川 公成 議員
15番	藤井 雅之 議員	16番	門田 直樹 議員
17番	村山 弘行 議員	18番	橋本 健 議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 会議録署名議員

3番	船越 隆之 議員	4番	徳永 洋介 議員
----	----------	----	----------

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	楠田 大蔵	教育長職務代理者	野中 秀典
総務部長	石田 宏二	市民生活部長	友田 浩
総務部理事	原口 信行	都市整備部長	井浦 真須己
健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱本 泰裕	観光経済部長	藤田 彰
教育部長	緒方 扶美	都市整備部 公営企業担当部長	今村 巧児

教育部理事	江口 尋 信	総務課長併 選管書記長	田 中 縁
経営企画課長	高原 清	管財課長	小 柳 憲 次
税務課長	吉開 恭 一	福祉課長	友 添 浩 一
都市計画課長	木村 昌 春	社会教育課長	中 山 和 彦
学校教育課長	森 木 清 二	上下水道課長	古 賀 良 平
観光推進課長兼 地域活性化複合 施設太宰府館長	木 村 幸代志		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議事課長	花 田 善 祐
書 記	斉 藤 正 弘	書 記	高 原 真理子
書 記	力 丸 克 弥		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成30年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

3番、舩越隆之議員

4番、徳永洋介議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 所信表明

○議長（橋本 健議員） 日程第4、「所信表明」に入ります。

市長の所信表明を受けることにいたします。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） おはようございます。

このたび、太宰府市第6代市長に就任をいたしました楠田大蔵であります。誇り得る歴史を持ち、全国に名をはせる太宰府の市政を担わせていただくこととなりましたことは、まさに万感胸に迫り、身の引き締まる思いであります。もとより浅学非才であります。精いっぱい頑張っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日ここに、平成30年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中をご参集賜り、厚く御礼申し上げます。皆様におかれましては、市民の代表として本市のさらなる発展と住民福祉の向上のため、昼夜を問わずその任に当たられておりますことに、心より敬意を表します。

また、寒さ厳しき折、市内外の多くの皆様にはわざわざこの場にお運びをいただき、心より感謝申し上げます。そして、本日はお越しできなかった多くの皆様にもご注目をいただいております。皆様のご期待に最大限お応えできるよう全力を尽くしてまいりますことを、改めてここにお誓い申し上げます。

さて、市長就任後初めての定例会の開会に当たりまして、こうして所信を表明する機会を与えていただきました。この機会に、今後の市政運営についての私の決意の一端を申し述べさせていただきます。

私は、本市に隣接する筑紫野市で地方議員を務める家庭で生まれ育ち、物心ついたときから、世のため、人のために一身をなげうつ政治家という仕事を意識してまいりました。その後、東京で学び、大阪で銀行勤務をし、国家公務員試験で行政の勉強を経た後、今は亡き我が政治の師、羽田孜元総理のもとで政治を学びました、羽田先生は本当に私心のない人で、終生国民のために政治改革を貫いた政治家でありました。

そうした環境のもとで年を重ねた私にとって、27歳で地元に戻り政治の道に身を投じることは、必然とも言えました。太宰府市を初め筑紫地区、朝倉地区から成る衆議院福岡5区という広域で15年間活動を続け、よいときも悪いときもありましたが、多くの皆様からお育てをいただき、衆議院3期、防衛大臣政務官という政府の一員としての役割も担わせていただきました。

こうした経験を経た後、浪々の身となっていた私が、時あたかも混迷を深め、さまざまな課題を抱えていた太宰府市政を担わせていただくことになりましたのは、いわば運命のめぐり合わせ、与えられた政治家としての使命であると認識をいたしております。今こそ42歳の若さ、しがらみのない発想力、国政での経験などを生かして太宰府市政に新しい風を吹き込み、一身をなげうって真の市政改革実現に邁進する覚悟であります。

私は、選挙戦を通じ、太宰府市政を改革する3つの工程と、太宰府を日本を代表する都（まち）にする7つのプランをご提示いたしました。3つの工程は、本市の混迷を立て直し市政改革に踏み出すスケジュールをまとめたもの、7つのプランは、その上で本市を日本を代表する世界に冠たる都（まち）にするためのまちづくり計画です。

やはり市政改革は一人では到底なし得ません。そのための環境整備が必要です。私は、さきの市長選を終えた後、先ほどの議長発言にもありましたように、過去は全て水に流し、市と市民の未来のためにあらゆる方々と心をつなげていくべきと宣言いたしました。まずは市政運営にたたりまして、経験豊富で、市と市民のための活動を実践してこられた議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、市職員との連携も必須であります。就任直後の訓示や経営会議、職場回りの際にも、職員諸氏に対し「経験を積み現場を知る皆さんの話を頭から否定することはしない。まずは何でも聞かせてもらいたいので、何かあればすぐに相談に来てほしい。」と伝えております。私自身が率先垂範し、市と市民を第一に考える風通しのよい職場を心がけます。そのためにも、空席となっている副市長と教育長をできるだけ早く任命をいたします。

そして何より、市民の皆様と心をつなげることが重要であります。市民皆様の信頼なくして、市政は成り立ち得ません。就任後すぐにまとめた平成30年度当初予算で、真っ先に市長と語る会費を計上し、公共施設改修予算をじっくり見きわめるために、その大部分を6月補正予算に延長したのもそのためであります。市と市民のよりよい未来のため、皆様との対話と公共施設のあり方の見直しなど予算の効率化を心がけてまいります。

こうした工程による環境整備を経て、いよいよ太宰府を日本一住みやすい都（まち）、世界一元気な都（まち）にするべく、プラン実行に力強く踏み出さなければなりません。本市の抱える大きな課題の一つは、財政再建であります。徹底した行政改革は当然のことですが、やはり中・長期的な歳入増加策が重要です。その方策として、私はいわゆる大太宰府構想と超成長戦略を掲げました。

例えば本市には年間1,000万人も迫る多くの観光客が訪れ、日々にぎわいを見せております。しかし、それに見合う税収につながっていないのが実情です。そこで、近隣自治体との積極的連携や本市独自の地場土産産業化を進めることで、飲食、買い物、宿泊まで含めた長期滞在型の観光産業化を実現し、税収増を図ってまいります。また、長期的な交通大動脈計画を策定し、さらなる人の往来と渋滞解消も目指してまいります。

そうした自主財源の確保と同時に、中学校完全給食化を含む子育て支援や先進教育、高齢者支援、空き家対策など生活支援戦略を実行することで、本市の生産年齢人口の自然増と社会増を促し、先端知的集約産業の発展にもつなげてまいります。こうした戦略により、地域の所得増加と積極的財政投資の好循環を生み出し、永続的税収の安定化を目指してまいります。

具体的には、第2回定例会において、施政方針演説並びに補正予算提案を通してお示しをしてまいります。

重ねて申し上げますが、本市には誇り得る歴史や全国にとどろく知名度、多くの観光資源などに加え、何より郷土を愛し、情熱を持つ市民の方々、そして可能性に満ちた未来を担う子どもたちが数多く存在しております。課題も確かにございますが、それ以上に伸び行く要素にあふれております。私自身、先頭に立って真の市政改革を断行し、日本を代表する、世界に冠たる太宰府の実現に向け全身全霊を傾けてまいります。

結びに、改めまして議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。市長就任に当たりましての私の所信とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 所信表明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第10まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、報告第1号「専決処分の報告について（学童保育所指導員の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定）」から日程第10、議案第3号「財産の取得（史跡地）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告及び提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 先ほど述べさせていただきました所信表明に続きまして、市議会第1回定例会初日にご提案いたします案件につきましてご説明申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の報告1件、人事案件3件、専決処分の承認1件、財産の取得1件、市道路線の認定1件、規約の変更1件、指定管理1件、条例の制定1件、条例の改廃10件、補正予算5件、新年度予算7件、合わせて32件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から議案第3号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、「専決処分の報告について（学童保育所指導員の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、学童保育所指導員の瑕疵による事故の損害賠償の額を定めたものでございます。事故の概要につきましては、議案書をごらんください。

平成24年12月20日、市内の学童保育所において、学童保育所の指導員が子どもたちの宿題を確認するため鉛筆を持って巡回していた際、指導員が名前を呼ばれ振り向いたときに、鉛筆を持った手も一緒に動いたため、鉛筆の先端が児童の左目下部に刺さりけがをさせたものでござ

います。

この事故による損害賠償の額を定めることについて、昨年12月15日付で専決処分を行ったものでございます。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でございますので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、賠償金につきましては、市民総合賠償補償保険より相手方に全額支払っております。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

委員でありました安河内興二氏の任期が平成30年6月30日をもって満了となりますので、新たに後任として松尾明子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げるものであります。

松尾氏は、昭和51年5月より福岡市教育委員会にて講師を務められ、昭和57年4月に同教育委員会の教員に採用されました。採用後は、中学校の技術・家庭科の教師として長年勤められ、子どもの教育に対し真剣に取り組んでこられました。子ども、女性、高齢者、障がい者の人権問題についての知識や理解が深く、人権擁護委員として適任者であると確信をいたしております。

略歴等添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現在7名で活動いただいている人権擁護委員につきましては、法務省に対し1名の増員を要望しておりましたところ、このたび増員が認められたことから、伊藤絹子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げるものであります。

伊藤氏は、平成15年4月より少年補導員として、また平成19年12月からは太宰府市主任児童委員として、平成20年10月からは保護司として活動をされており、当市の青少年の健全育成はもとより、福祉や教育などの問題についての知識や理解が深く、人権擁護委員として適任者であると確信いたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります高森輝勝氏が平成30年3月24日付をもちまして任期満了となりますので、新たに後任として齋藤孝吉氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりご提案申し上げるものです。

固定資産評価審査委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任することになっております。

委員の定数は、地方税法第423条第2項の規定に基づき3名以上となっており、現在の在任委員の構成につきましては、学識経験を有する者として税理士及び司法書士それぞれ1名の計2名を選任している状況でございます。

今回の委員選任につきましては、市民参画の推進を図る観点から、市民1名を選任したいと考えております。略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法施行規則の一部改正に伴い、引用条文の条ずれに対応するための改正でございまして、内容等に変更はございません。

次に、議案第3号「財産の取得（史跡地）について」ご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げる次第であります。

今回買い上げいたします土地につきましては、22筆、面積4万3,825.85㎡、買い上げ金額3億4,566万9,000円であります。詳細につきましては、財産の取得（史跡地）一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 報告及び説明は終わりました。

自席へどうぞ。

これから報告第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） おはようございます。

まず、この報告ですけれども、平成24年の、6年前の12月20日ごろに起きた事故で、なぜ今ごろこの報告が上がってくるのか、ご説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） この件につきましては、事故の発生の当時が学校教育課のほうで学童保育所の担当というふうになっておりました。現在は保育児童課のほうの管轄に移っておりますけれども、機構改革によって移ったときに、保護者のほうから今までの担当、事故発生当時が

学校ということでしたので、担当をかえずに対処をお願いしたいという依頼がありました。

それで、こちらの事故発生が平成24年なんですけれども、保護者のほうのご意向といたしまして、傷が完治するまで治療を続けたいというご意向ですね、それで平成29年10月に病院のほうの通院が終わりまして、これ以上傷の治療をする必要がないということで、示談にしたいという申し出がありましたことから、それから手続に入ったという形で、今回のこのような専決になっております。よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） それでは、完治するまで保護者が、こういう言い方はおかしいが、明るみにしないでくれと、そういった要望があったわけですね。そうすると、もう今は後遺症もなく、完治したという認識でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） おっしゃるとおりでございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 報告第1号について質問させていただきます。2点あります。

1つは、まずこの学童保育指導員の瑕疵による事故の損害賠償ということですが、防止対策というのをどのようにされたのか。管轄もかわってあるということですので、それこそ指定管理制度に基づいて、今は指定管理者が学童保育所を管理していらっしゃるということで、まずこの対策ですよね、事故防止対策と、2点目が、被害児童と、それと加害者になります指導員のその後のケアについてはどのようにされたのかをお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） まず、防止対策ですけれども、当然そのときに、事故発生後に、課のほうでいろいろと状況説明であったり、その後の児童に対する対応の仕方について研修を行っております。それと、当然事故発生の際の指導員の心のケアというところもあったと思いますが、ちょっとそこが、済みません、後で確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

当然、その後にヒアリング等を行って対応をしているという記録があるんですけれども、その後、指定管理という形で学校教育課に学童保育所があったときに指定管理という形になっておりますので、その後の対応については指定管理者のほうに、事故についての対応であったり、指導員に対する研修を義務づけというか、指定管理の内容として設けた上で指定管理をお願いしているという状況にあります。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで報告第1号の質疑を終結し、報告を終わります。

次に、諮問第1号、諮問第2号及び議案第1号についての質疑は、2月26日の本会議で行います。

お諮りします。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第2号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時23分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第3号についての質疑は、2月26日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11から日程第24まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、議案第4号「市道路線の認定について」から日程第24、議案第17号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第4号から議案第17号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第4号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回認定を提案しております小曲り1号線及び松川・只越1号線につきましては、県道拡幅事業に伴い道路として整備されましたので、路線認定を行うものでございます。

只越・山浦1号線、紺町3号線、尻深2号線、正尻・川原2号支線につきましては、開発により道路の帰属を受けましたので、路線認定を行うものでございます。

道路法第8条第1項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」ご説明申し上げます。

今回の規約の改正におきましては、福岡県市町村職員退職手当組合の構成団体の一つであります豊前広域環境施設組合が本年3月31日で解散されることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減少するため、福岡県市町村職員退職手当組規約を変更されるものであります。

次に、議案第6号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

平成27年4月1日から3年間、一般社団法人太宰府市体育協会を指定管理者として指定しておりますが、その期間が平成30年3月31日で満了となります。指定管理の選定につきましては、前回に引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として一般社団法人太宰府市体育協会を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間でございます。

次に、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

まず、太宰府市自治基本条例審議会につきましては、平成27年10月27日に答申され、平成29年4月1日より太宰府市自治基本条例を施行したことにより、当初の設置目的は達成したところでございます。今後につきましては、太宰府市自治基本条例第29条の規定に基づき、条例の運用及び改廃に関して調査及び審議することができるよう改正を行うものでございます。

次に、太宰府市総合交通計画協議会につきましては、安全で円滑な交通を確保し、魅力ある太宰府市の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系の確立、都市交通システム等の整備に関する事項、その他必要な事項を定めた総合交通計画・交通戦略の策定及び実施に関し協議することを目的に設置するものでございます。

次に、太宰府市地域公共交通活性化協議会につきましては、日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における公共交通網の形成の促進の観点から、地域公共交通網形成計画などの策定及び実施に関し、必要な協議を行うことを目的に設置するものでござい

す。

次に、太宰府市空家等対策協議会につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うことを目的に設置するものでございます。

次に、議案第8号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成22年4月より施行している太宰府古都・みらい基金条例の適用期間が平成30年3月31日までとなっております。今回の改正は、この条例の前文でうたわれておりますように、太宰府市民の自覚と誇りを未来を担う子どもたちに引き継ぐため、適用期間を延長するものでございます。

なお、適用期間につきましては、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、3年間といたしております。

次に、議案第9号「太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

この条例は、昭和44年12月に、高度経済成長期やバブル経済期など土地の価格が急騰した時期に、公用もしくは公共用に供する土地として、公共の利益のために先行の取得が必要であった事業において、基金を活用し事業を推進することを目的に設立いたしました。

しかしながら、バブル経済崩壊に伴い、土地価格が下落する中で、現在は各種補助金や市債を有効活用し、一般会計予算に計上し用地購入を行っており、平成16年2月以降、基金を活用した先行の取得事業もなく、現在の社会経済情勢及び景気の動向を見る限り、基金を利用して用地の先行取得を行う必要性が薄いことから、廃止する条例を提案するものでございます。

次に、議案第10号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

税証明関係の事務の手続を整理したこと並びに平成30年度から指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第11号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第12号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、都道府県に国民健康保険運営協議会が設置されること等に伴う所要の規定及び県が定めた福岡県国民健康保険運営方針に基づく県内の葬祭費支給額の統一化に伴い、条例

の一部を改正する必要があるため、太宰府市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第75条の7に基づき、平成30年以降、市町村が県に納める国民健康保険事業費納付金の財源に国民健康保険税を充てるための所要の改正及び平成30年度の国保税率の改定により、条例の一部を改正する必要があるため、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の介護保険条例の改正につきましては、平成30年度から平成32年度までの3年間における第7期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間中の介護保険料を見直したことに伴う改正となっております。

次に、議案第15号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、認知症に関する条項が「第5条の2」から「第5条の2第1項」へ見直されたことに伴う改正となっております。

次に、議案第16号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法の改正に伴い、条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第17号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、平成30年度から指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴う制定となっております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

説明は終わりました。

質疑は2月26日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25から日程第29まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第25、議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」から日程第29、議案第22号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第18号から議案第22号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、本年度予定していた補助事業のうち、国の補助金交付の一部が次年度以降に先延べされたことで、平成30年度予算の組み直しが必要になったことに伴い、歳入歳出をそれぞれ1億1,014万5,000円減額し、予算総額を242億8,973万6,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、国の補助事業でありますJR市の上踏切改良事業に伴うシルバー人材センター移転補償費を平成30年度予算で組み直したことに伴う減額補正によるもののほか、歴史と文化の環境税が増収見込みであることから、対応する基金への積立金を計上させていただいております。

その他につきましては、国民健康保険事業の保険基盤安定制度への国、県の負担金確定に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金、介護保険事業の法改正による電算システム改修費や第三者求償事務負担金手数料の増に伴う介護保険事業特別会計への繰出金、平成27年度、平成28年度分の額確定に伴う障がい者自立支援給付費や生活保護費補助金などの国庫補助金等の精算返還金などを計上させていただいております。

あわせて、繰越明許費の追加を6件補正させていただいております。

次に、議案第19号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ251万8,000円を追加し、予算総額をそれぞれ92億6,901万7,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、前期高齢者納付金の金額確定による増額、平成28年度に交付されました療養給付費等国庫負担金の精算返還金でございます。

歳入につきましては、国、県の負担金額確定に伴う保険基盤安定制度繰入金の増額及び前期高齢者交付金及び県財政健全化交付金の減額に伴う財源の組み替えでございます。

次に、議案第20号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに75万4,000円を追加し、予算総額を49億5,847万円とするものです。

主な内容としましては、介護保険制度改正及び介護報酬改定による地域密着型事業所指定システムの改修に伴う使用料の増額と、国民健康保険団体連合会へ委託しております第三者求償事務負担金の増額となっております。財源としましては、いずれも一般会計事務費繰入金等となっております。

次に、議案第21号「平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

まず、収益的支出につきましては、680万9,000円を増額し、総額12億2,426万5,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、消費税及び地方消費税の増でございます。

次に、資本的収支につきましては、収入を809万2,000円減の総額2,121万円とし、支出を3,236万8,000円減の6億3,931万8,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、補助事業費が確定したことに伴い、国庫補助金及び配水施設費を減額するものでございます。

次に、議案第22号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

まず、収益的支出につきましては、249万2,000円を増額し、総額14億8,144万1,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、消費税及び地方消費税の増でございます。

次に、資本的収支につきましては、収入を2,550万円減の総額3億5,228万5,000円とし、支出を2,557万円減の12億4,685万円とするものでございます。

補正の内容としましては、起債対象単独事業費が確定したことに伴い、企業債及び公共下水道整備費を減額するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は2月26日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30から日程第36まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第30、議案第23号「平成30年度太宰府市一般会計予算について」から日程第36、議案第29号「平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第23号から議案第29号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第23号「平成30年度太宰府市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

我が国の景気の状態は、1月に発表された内閣府の月例経済報告によると、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとされており、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとするために、経済・財政再生計画や規制改革、まち・ひと・しごと創生事業及びニッポン一億総活躍プランを着実に実行し、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとされております。

海外においては、中国経済の伸びが鈍化の傾向にあり、経済の先行きが不確実なことや、アメリカではトランプ政権が11月の中間選挙を控え、不公正な貿易協定を転換し、公正かつ互恵的な協定を求めると述べられるなど、今後の金融資本市場の変動に留意する必要があるとされております。

また、先般総務省より発表されました平成30年度の地方財政対策におきましては、地方交付税が前年度比で2.0%削減される中、子ども・子育て支援や地方創生などの重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る62兆1,000億円を確保したとしております。

このような中、本市の平成30年度予算編成に当たりましては、第五次総合計画における行政目標の早期実現を図ることを最優先課題とし、国の重要課題でもあります子ども・子育て支援の充実を図るため、教育・保育施設関連事業に重点を置き、あわせて全事業の経費全般については徹底した節減、合理化を図ることに努めました。

また、財源確保に向け、国、県等のあらゆる補助メニューを積極的に活用し、最大限確保するよう努めるとともに、ふるさと納税関連事業のより一層の充実を図るなど、自主財源の確保や将来の財源確保に向けた事業の調査検討などに努めたところでございます。

この結果、平成30年度の一般会計予算総額は238億3,059万円となり、平成29年度の当初予算と比較しますと5億1,379万円の増、率にいたしますと2.2%の増となっております。

なお、私の思いとして、市民の皆様との対話を大切にするため、市長と語る会費を新たに当初予算に計上し、一方で公共施設のあり方の見直しを含め改修予算をじっくり見きわめるために、その大部分を6月補正予算にて計上する予定としております。

詳細につきましては、別に配付しております当初予算説明資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第24号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、都道府県を財政運営主体とする新たな財政運営が開始されます。

平成30年度の国保事業の運営に当たりまして、今回の医療保険制度の見直し等に伴う諸改正点を適切に反映し、予算編成を行っております。歳入歳出予算総額は、70億7,662万3,000円で、対前年度比21.75%の減となっております。

今後、新制度による予算の執行状況や国、県の動向を十分に注視し、医療費の適正化等を図りながら、健全で安定した国民健康保険事業の運営に、より一層の努力を図ってまいります。

次に、議案第25号「平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本案は、平成30年度の歳入歳出予算の総額を前年度比2.5%増の12億5万5,000円とするものでございます。

平成30年度は、福岡県後期高齢者医療広域連合による当初の試算において、被保険者の増加などに伴う予算も含めて2.3%の負担金の増加が必要とされ、この試算額をもとに予算計上しております。

次に、議案第26号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険事業は、高齢化の進行に伴い、要介護認定者及び介護サービス利用の増加により、年々給付費が増加いたしております。平成30年度の歳入歳出予算につきましては、総額50億1,027万4,000円で、対前年度比3.1%の増となっております。

今後も介護保険制度の利用者の自立支援はもとより、給付費の適正化に努め、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

次に、議案第27号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成30年度歳入歳出予算でございますが、歳入歳出ともに総額53万4,000円で、対前年比1万9,000円、3.7%の増となっております。

歳入の主なものは、貸付償還元金、歳出の主なものは、公債償還元金であります。

なお、貸付金の償還向上につきましては、今後も個別の現状把握に努め、精力的に家庭訪問を行うなど償還の促進と、県との連絡調整や契約弁護士との法律相談を行いながら、滞納者対策を図ってまいります。

次に、議案第28号「平成30年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量でございますが、給水戸数2万5,588戸、年間総給水量578万3,060m<sup>3</sup>を予定しております。

収益的収入及び支出についてでございますが、収入総額を14億4,511万1,000円とし、支出総額

を12億8,450万円といたしております。給水収益につきましては、12億1,799万4,000円を予定しております。また、加入負担金につきましては、4,438万7,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入総額を3,845万2,000円、支出総額を7億3,246万5,000円といたしております。収入につきましては、基幹管路新設に伴う国庫補助金として3,025万円を計上し、支出につきましては、主な建設改良事業としまして、未普及地域における配水管新設工事や基幹管路新設工事及び梅香苑地区の配水管布設替工事などを予定いたしております。

なお、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、議案第29号「平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量でございますが、排水戸数3万89戸、年間総排水量766万5,000m<sup>3</sup>を予定しております。

収益的収入及び支出でございますが、収入総額を18億7,885万6,000円とし、支出総額を14億3,351万2,000円といたしております。下水道使用料につきましては、11億8,871万3,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入総額を4億3,335万9,000円、支出総額を13億6,332万4,000円とし、主な建設改良事業といたしましては、北谷地区の污水管新設工事、奥園雨水管きよ整備工事及び大佐野台の長寿命化管きよ更生工事などで、単独と補助事業合わせて総額3億5,885万6,000円といたしております。

なお、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたします。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第30から日程第36までの平成30年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を、慣例によって決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は

各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の藤井雅之議員とすることに決定いたしました。

ここで、予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員会委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 予算特別委員会の日程等についてご説明申し上げます。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に、一般会計、各特別会計及び各企業会計について、予算の概要説明を受けます。2日目の3月14日水曜及び3日目の3月15日木曜は、午前10時から開会いたします。なお、予備日として4日目の3月16日金曜日は午後2時から予定しております。

また、各委員からの資料要求につきましては、あらかじめ配付しております資料要求書により、明日23日金曜午後1時までに事務局へ提出をお願いします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、2月26日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~